

報告第1号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年2月5日提出

渋川市長 高木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年9月28日午後1時30分ごろ、渋川市石原6番地1渋川市役所第二庁舎屋上駐車場内において、市民環境部小野上行政センター職員が公用車（群馬480と4184）から降車する際、開けたドアが強風にあおられ隣に駐車していた [REDACTED] 氏所有の普通乗用車（[REDACTED] [REDACTED]）の右側面に接触し、その一部を破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月15日

渋川市長 高木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高木 勉

乙 [REDACTED] [REDACTED]

(1) 甲は乙に対し、車両修理費37,059円、代車料9,240円、総額46,299円を支払う。

(2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

46,299円